

4. 景観づくりの方針

(1) 景観づくりの基本方針

南丹市における今後の景観づくりに関する基本方針を以下のように設定し、市民の誇りとなる景観資源を守り、活かす施策を積極的に進めていきます。

① 誇りや愛着を育む景観づくり

南丹市は、市域の骨格を形成する緑の山並み、桂川や由良川などの河川景観、市街地を取り囲む田園景観などに代表される恵まれた自然環境を有しています。

地形の変化を含めたこれらの自然環境は、南丹市固有の風土景観を形成するとともに、市民の日常的な安らぎやほっとする気持ちを育む重要な要素であるため、今後とも適切に自然景観を保全していきます。

② 南丹市固有の景観づくり

景観は、物的な都市空間としてだけでなく、そこに暮らす地域住民の生活や育まれてきた歴史や文化なども含んだ固有の景観として認識されます。

このため、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されているかやぶきの里をはじめ、歴史・文化的に価値の高い寺社仏閣、芦生原生林や国の名勝地にも指定されているり溪などの自然資源や、地域住民の生活とともに培われてきたまちなみの景観などを地域固有の資源として見つめ直し、多様な主体によってこれらの魅力や価値を高め、南丹市固有の景観づくりを進めていきます。

③ 景観法などの各種制度の活用による景観づくり

全国的には平成17年6月に景観法が施行されており、京都府では景観条例に基づく景観資産登録制度などによる身近な景観づくりが進められています。南丹市においても、歴史的・文化的・自然的に価値の高い資源を有する特性があるため、平成17年に景観行政団体に移行した所であり、景観法や京都府景観条例に基づく制度を積極的に活用を図りながら、景観計画の策定など、景観施策について主体的な取り組みを進めます。

南丹市の特性を踏まえつつ、「誇りを持って住めるまち」を実現するため、今後の都市政策の重要施策の一つとして景観づくりを積極的に進めます。

④ 市民が主体となって取り組む景観づくり

市民が誇りを持って「いつまでも住み続けたい」と実感できるまちを実現するためには、市民の主体的なまちづくり活動が不可欠です。

このため、身近な緑化活動や建築活動に対するルールづくりなど、景観づくりに関する地域活動を推進するとともに、これらの活動に対する仕組みや支援体制を整え、市民や団体、事業者と行政が協働で景観づくりに取り組みます。

(2) 景観特性ごとの景観づくりの方針

① 一団の緑地、オープンスペース

三国岳、八ヶ峰、長老ヶ岳、深山、千歳山など、市を取り囲んでまちの背景となり、南丹市らしい景観の骨格を形成する山地を保全します。

市街地を取り囲む田園は、ふるさとの原風景となる緑地として保全します。

桂川、由良川をはじめ、園部川、天神川などの河川は、まちに潤いを与える重要な自然景観要素として、河川環境の保全・改善を図るとともに、水や緑に親しむ緑地として活用します。

② 眺望の良い場所

城山や紅葉峠の展望台などは、八木市街地を一望できる優れた眺望点としてその活用を図るとともに、前景となる周囲の自然環境や農地・里山環境を適切に保全します。

主要地方道園部平屋線など、優れた自然環境を眺望できる幹線道路を重要な視点場として位置づけ、前景となる道路空間の緑化推進、自然環境の保全に努めます。

③ 地域のランドマーク、シンボルとなる緑地

天神山、小麦山、筏森山、城山などの独立丘陵地は、地形的なランドマークとなる緑、まちの近景となる緑として、風致地区の指定を検討しながら適切に保全します。

坊田古墳群や黒田古墳、文化財環境保全地区に指定されている摩気神社などの歴史資源と一体となった良好な樹林や境内地、朝倉神社のスギなど、地域のランドマークやシンボルとなっている名木・巨木は、今後とも適切に保全します。

④ 市街地内の良好な景観

園部、八木、吉富などの主要駅周辺では、南丹市の都市拠点にふさわしい市街地景観の形成に向けて、駅前広場や道路空間の整備・緑化を推進することにより、訪れる人に良好なイメージを印象づけ、潤いと安らぎを与える景観づくりに努めます。

園部市街地の本町地区などでは、地域住民や商店街などによる身近な緑化の推進、公共施設や民有地の緑化、都市公園等の計画的な整備、生産緑地地区の保全などにより、賑わいと潤いのある緑豊かな市街地の形成を図ります。

一方、旧山陰街道沿いのうち園部や八木の市街地部には古いまちなみが残されているため、市街地の個性を形成する貴重な景観資源としての保全・活用を図り、次世代へと継承していきます。

(3) 景観づくりの具体的な進め方

① 景観法を活用した景観づくりの進め方

美山町は、平成17年12月に景観法に基づく景観行政団体となり、合併後の南丹市が景観行政団体を継承しました。

今後、景観計画を策定する予定であり、景観計画に建築物の形態意匠などの制限を定め、統一感のある景観づくりを推進するなど、南丹市の魅力やイメージアップに戦略的に取り組みます。

身近な景観づくりに対する活発な活動が見られる地区などは、実現に向けて必要となるルールとして景観計画や景観協定などを積極的に活用します。

② 市民主体による景観まちづくりの推進

まち全体が花や緑で包まれた美しい南丹市を創造するためには、行政による景観整備だけでは限界があるため、市民と行政が連携しながら積極的に景観づくりを進めます。

身近な景観づくりに取り組む地域団体に対する表彰制度の創設、イベント・シンポジウムの開催、地区計画制度によるルールづくりへの支援、相談・助言や主体的活動を支える制度の創設などにより、広く市民の意識啓発を図り、身近な地域における景観づくりを支援する仕組みづくりに取り組みます。

庁内においては、市民の身近な景観づくりに対する窓口となる関係各課の連携体制を図るとともに、景観形成に係る施策や事業の情報共有を図るなど、総合的な視点から市民主体による景観づくりを進めます。